

掲示期間 5.30-6.8

新潟市告示第 441 号

新潟市老人福祉センター福寿荘使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき，新潟市老人福祉センター福寿荘使用料の徴収事務を令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間，次のとおり委託したので，同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 30 日

新潟市長 中原 八一

徴収事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟市江南区船戸山 5 丁目 7 番 17 号 新潟市老人福祉センター福寿荘	新潟市中央区東堀前通 6 番町 1061 番地 環境をサポートする株式会社きらめき 代表取締役社長 山田 茂孝